

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合①〉

## ①令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

## ①令和5年4月以前に指定を受けた場合

	令和4年度		令和5年度												令和6年度												令和7年度													
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月												
パターンA			経過措置期間(区分八)												支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
パターンB			経過措置期間(区分八)												R5平均工賃(新式)												R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	

▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する

▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて ＜見直しの対象外となる場合②＞

## ②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

（経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない（区分八）場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。）



※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

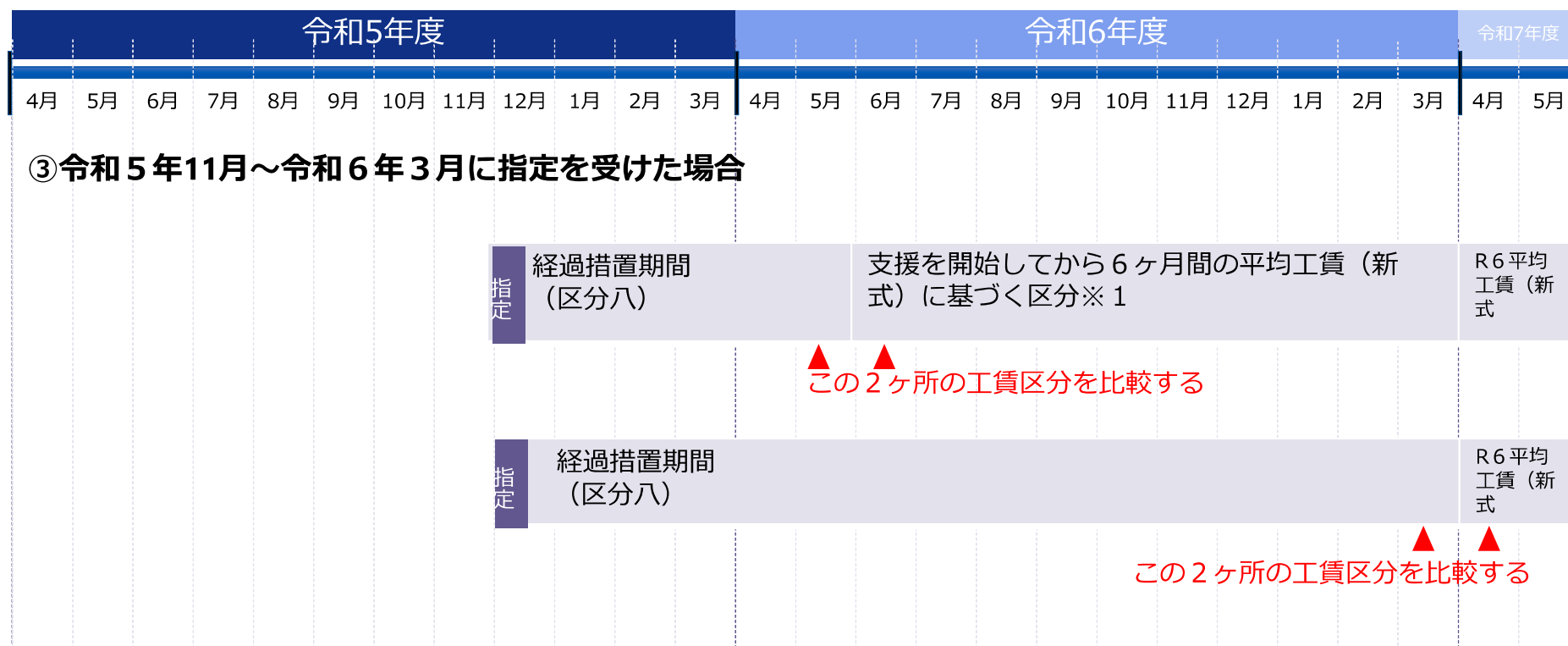
▲ ▲ この2ヶ所の工賃区分を比較する

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて ＜見直しの対象外となる場合③＞

## ②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

（経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない（区分八）場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。）



※1 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

※2 令和6年4月以降に指定を受けた場合、見直しの対象となる。